

# 令和6年2月犬山市議会定例議会会議録

第1号 2月26日（月曜日）

## ◎議事日程 第1号 令和6年2月26日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会期間の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 施政方針演説
- 第5 第3号議案から第40号議案まで  
(議案上程説明)
- 第6 陳情の委員会送付について

\*\*\*\*\*

## ◎本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会期間の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針演説
- 日程第5 第3号議案 犬山市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の制定について
- 第4号議案 犬山市表彰条例の一部改正について
- 第5号議案 犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について
- 第6号議案 犬山市附属機関設置条例の一部改正について
- 第7号議案 犬山市職員定数条例等の一部改正について
- 第8号議案 犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第9号議案 犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第10号議案 犬山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第11号議案 犬山市手数料条例の一部改正について
- 第12号議案 犬山市手数料条例の一部改正について
- 第13号議案 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第14号議案 犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について
- 第15号議案 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第16号議案 犬山市介護保険条例の一部改正について

- 第17号議案 犬山市水道事業給水条例及び犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について
- 第18号議案 犬山市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第19号議案 工事請負契約の締結について（城東中学校南側多目的広場整備工事）
- 第20号議案 犬山市教育委員会委員の任命について
- 第21号議案 犬山市監査委員の選任について
- 第22号議案 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第23号議案 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第24号議案 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第25号議案 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第26号議案 令和6年度犬山市一般会計予算
- 第27号議案 令和6年度犬山市国民健康保険特別会計予算
- 第28号議案 令和6年度犬山市犬山城費特別会計予算
- 第29号議案 令和6年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計予算
- 第30号議案 令和6年度犬山市介護保険特別会計予算
- 第31号議案 令和6年度犬山市後期高齢者医療特別会計予算
- 第32号議案 令和6年度犬山市水道事業会計予算
- 第33号議案 令和6年度犬山市下水道事業会計予算
- 第34号議案 令和5年度犬山市一般会計補正予算（第11号）
- 第35号議案 令和5年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第36号議案 令和5年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第4号）
- 第37号議案 令和5年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第38号議案 令和5年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第39号議案 令和5年度犬山市水道事業会計補正予算（第5号）
- 第40号議案 令和5年度犬山市下水道事業会計補正予算（第4号）

日程第6 陳情の委員会送付について

日程追加 諸般の報告

日程追加 第41号議案 令和5年度犬山市一般会計補正予算（第12号）

\*\*\*\*\*

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ヒアソキ恵子君	11番	岡覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君

6番 島田 亜紀 君 15番 久世 高裕 君  
7番 諏訪 毅 君 16番 柴山 一生 君  
8番 小川 清美 君 17番 柴田 浩行 君  
9番 畑 竜介 君 18番 大沢 秀教 君

\*\*\*\*\*

◎欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長兼議事課長 新原 達也 君 議事課長補佐 大鹿 真 君  
統括主査 松澤 一悦 君

\*\*\*\*\*

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長 原 欣伸 君 副市長 永井 恵三 君  
教育長 滝 誠 君 経営部長 井出 修平 君  
市民部長兼防災監 武内 雅洋 君 健康福祉部長 高木 衛 君  
都市整備部長 森川 圭二 君 都市整備部次長 丸井 良修 君  
経済環境部長 中村 達司 君 教育部長 長谷川 敦 君  
子ども・子育て監 小幡 千尋 君 消防長 大澤 満 君  
企画広報課長 古田 隆行 君 総務課長 舟橋 正人 君

\*\*\*\*\*

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまから、令和6年2月犬山市議会定例議会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

\*\*\*\*\*

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、6番 島田亜紀議員、12番 岡村千里議員を指名いたします。

\*\*\*\*\*

日程第2 議会期間の決定

◎議長（柴田浩行君） 日程第2、議会期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。2月定例議会の議会日程は、配付いたしました議会日程案のとおり、本日から3月21日までの25日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

令和6年2月定例議会 議会日程（案）

議会期間：25日間（2月26日（月）～3月21日（木））

日次	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	2. 26	月	午前10時	○再 開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○施政方針演説 ○議案上程説明 ○陳情の委員会送付
第2日	27	火		○精 読
第3日	28	水	午前10時	○補正予算案件に対する議案質疑 ・委員会審査・討論・採決
第4日	29	木		○精 読
第5日	3. 1	金		○精 読
第6日	2	⊕		○休 会
第7日	3	⊕		○休 会
第8日	4	月	午前10時	○一般質問
第9日	5	火	午前10時	○一般質問
第10日	6	水		○休 会
第11日	7	木	午前10時	○一般質問
第12日	8	金	午前10時	○一般質問
第13日	9	⊕		○休 会
第14日	10	⊕		○休 会
第15日	11	月	午前10時	○議案質疑
第16日	12	火	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第17日	13	水		○全員協議会
第18日	14	木		○部門委員会
第19日	15	金		○部門委員会
第20日	16	⊕		○休 会
第21日	17	⊕		○休 会
第22日	18	月		○部門委員会
第23日	19	火		○休 会
第24日	20	⊕		○休 会
第25日	21	木	午前10時	○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、議会日程は25日間と決定いたしました。

\*\*\*\*\*

日程第3 諸般の報告

◎議長（柴田浩行君） 日程第3、この際、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した旨の報告が1件ありましたので、これを各位へ配付いたしました。

次に、去る2月2日に開催された第124回愛知県市議会議長会定例総会に、議長、副議長及び事務局長が出席いたしましたので、その顛末を各位へ配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 施政方針演説

◎議長（柴田浩行君） 日程第4、施政方針演説を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 皆さん改めましておはようございます。いよいよ今日から2月犬山市議会定例議会が再開をいたしました。改めて、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、今議会に提出いたしました令和6年度当初予算をはじめ、諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端を申し述べさせていただきます。議員各位並びに市民皆様のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

犬山市は4月1日に市制70周年を迎えます。令和6年度は市役所の機構改革を行います。そして、私は、市長就任から2年目に入りました。皆さんから求められるのは何か、結果です。大きな70年の節目を迎え、先人たちに感謝をしつつ、これまでの継承から、犬山を新しく大きく前に進める1年とします。

国道41号の五郎丸までの6車線化が2月20日に完了しました。市内に鉄道駅が7駅もあります。名古屋にも岐阜にも近く、交通の利便性が高いまちです。先人から継承した豊かで個性的な歴史文化や自然資源も多くあります。そして、犬山を好きな人財に恵まれています。つまり、まだまだ犬山には可能性と潜在力があるし、さらなる求心力のあるまちづくりができると考えています。

そこで、今議会では「住み続けたい犬山実現予算」と位置づけて、私の思いや考えをお示しさせていただきます。

その思いを形にするためには、新たな挑戦をしつつも、変わらないこだわりも大切だと思っています。それは、「人を大切にすること」、「地域を大切にすること」です。犬山の財産は、目に見える地域資源だけではなく、それぞれの地域にある文化であり、そこにある市民皆さんの毎日の営みが財産なんです。それら目に見えにくいものを大切にすることで、さらなる「本物」の犬山を生み出していきたいと思っています。

皆さんが真ん中にいるやさしく・げんきな犬山で、犬山に住みたい、住み続けたいと思っただけの持続可能なまちづくりのため、皆さんと一緒に犬山を見詰めて、犬山を動かしていきます。そして、犬山を前に進めていきます。

その結果が、「近きものよこび、遠きもの来る」、「来るまち犬山から、住むまち犬山」への転換となり、犬山の成長につながっていくはずです。

それでは、ここから「住み続けたい犬山実現予算」令和6年度当初予算について、その全体像をお示しした上で、主要施策について、部局ごとにご説明申し上げます。

令和6年度当初予算の規模につきましては、一般会計、278億780万円となります。対前年度比では1.3%、3億6,788万6,000円の減額、特別会計と企業会計を合わせた全会計の総額では、481億7,521万7,000円となり、対前年度比では0.6%、2億6,915万9,000円の減額となりました。

一般会計のうち歳入につきまして、まず、市税では、令和5年度からの増収を見込みました。個人市民税は、1億2,654万9,000円の増額となる43億4,430万9,000円、法人市民税は、8,589万7,000円の増額となる9億8,826万2,000円、そのほか諸税を合わせた市税全体では、2億7,177万円の増額となる120億8,591万1,000円を計上しました。

次に、地方消費税交付金につきましては、原資となる地方消費税の減収が想定されています。令和5年度と比べ、1億6,941万4,000円の減額となる17億90万1,000円を計上しました。地方交付税におきましては、原資となる国税で増収が想定されていることなどを受け、令和5年度と比べ、3億6,746万8,000円の増額となる21億5,048万3,000円を計上しました。

また、財源確保の面では、ふるさと納税があります。本格的な取組を始めた平成27年度以来、毎年着実に増加させてきました。しかし、総務省のふるさと納税に関するレギュレーション厳格化の影響を受け、令和5年度と比べ4億3,000万円の減額となる6億7,000万円を計上しました。減額分を挽回するために、新たな記念品開発など、工夫と不断の努力の積み重ねを続けてまいります。

一方、市債では、市税や地方交付税などの増額に伴い、臨時財政対策債で、令和5年度に比べ2億1,926万6,000円の減額となる6,868万6,000円を見込みました。事業債の活用にあたっては、財政規律を重視し、市債全体としては令和5年度に比べ4億4,446万6,000円の減となる8億4,978万6,000円を計上しました。

歳出につきましては、予算科目の款別で金額の大きな順に申し上げます。

まず、社会保障費が多く含まれる民生費が107億4,980万3,000円で全体の38.7%を占めます。次いで6億7,000万円のふるさと納税の基金への積立金が含まれる総務費が38億5,325万6,000円、小中学校の特別教室空調設備整備費が含まれる教育費が34億7,715万1,000円と続いています。

なお、歳入と歳出の乖離である財源不足につきましては、財政調整基金からの繰入金により補填をいたしました。ここに補正予算を加味した基金の残高は、約15億2,000万円を確保しています。

当市においては多くの施設が老朽化しています。それに伴い故障箇所も増え、大規模修繕や設備機器の更新が増えてきている状況から、修繕などの維持管理経費への重点配分を行いました。

現時点における市税収は堅調に推移する見込みです。

一方、突発的な自然災害に備えるなど、市債残高や基金残高も意識をしながら、実施すべき事業を見極めました。

これ以降は、主要施策を部局ごとに申し上げます。

初めに「経営部」です。

犬山市は、令和6年4月1日に、市制施行70年を迎えます。

これを記念に、市内各所では「市制70年記念」と銘打つ事業を、記念式典を開催する5月18日土曜日と、翌19日日曜日を中心に開催をいたします。

記念事業は、「やさしさ」・「げんき」・「さいはっけん」をテーマとし、「市民が真ん中 この日はまるっと1日犬山三昧」をキャッチフレーズに、市内の企業や団体など一体

となった、市内各所での市民参加型のイベントや、切手をはじめとする記念物品の作成を予定しています。

そして、5月18日に向け、記念事業の機運を盛り上げていきます。まず、4月4日に「大相撲犬山場所」を、4月27日には「出張！なんでも鑑定団 in 犬山」の公開収録を開催し、市民皆さんに楽しんでいただきます。

さて、現在、犬山市は、「来るまち いぬやま」から「住むまち いぬやま」への転換を進めています。

これからのまちづくりを考える上で大切な人口減への対応として、令和7年度からスタートとなる、まちに活力を生み出す施策をまとめた新たな総合戦略の策定に着手します。

また、犬山市への移住を促進します。そのため、令和5年度の、移住相談にワンストップで対応する専用窓口の設置や、「住むまち」の魅力や情報をまとめて紹介する専用ウェブサイトの開設に続き、令和6年度は、市外での「住むまち いぬやま」のPRを積極的に行っていきます。

また、犬山市への移住を後押しする施策として、市内で新たな生活をスタートし、同時に、文化芸術、スポーツをはじめ様々な分野での活動や、地域課題に対応した活動などを継続的に行うことで、まちに活力をもたらしてくれる方々を対象とする補助制度「これから いぬやま応援団」を創設いたします。

さらに、移住された方同士の交流を企画します。そこから、新たな人と人とのつながりを育む機会を設け、住むまちとしての魅力向上につなげていきます。

「広報犬山」については、市内の全ての世帯の方にご覧いただける情報誌となりました。令和6年度には、より分かりやすく、親しみやすい広報紙を目指し、令和7年4月号からのリニューアルに向けた作業に着手します。

市行政を担う多様な人材、優秀な人材を獲得するため、採用試験の見直しに取り組みます。

事務職においては、SPI試験を導入します。人柄や適応力、基本能力、スキルを、専門職では教養試験を廃止し、資格や経験値など専門的な知識を重要視した採用とします。

併せて犬山市の職員募集を広く周知するため、PR動画の作成、SNSでの拡散など、受験者の増加を目指していきます。

利便性の高い市民サービスの提供や効果的・効率的な行政運営を行うため、ICTなどの最新技術の研究・導入を進めてまいります。

市役所をはじめ犬山市全体で「分かる」・「見える」・「届く」、そのようなデジタル改革を進める方針を掲げ、デジタルを取り入れた持続可能な犬山づくりを創出していきます。

次に「市民部」です。

「多様性社会推進課」を新たに設置し、体制を強化していきます。

令和6年4月より、性的マイノリティの方々への支援施策として、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始いたします。

また、「犬山市ジェンダー平等審議会」を立ち上げ、ジェンダー平等施策の実施に向けて検討をしていきます。

多文化共生については、令和5年度に実施した外国人の方へのアンケート調査の検証結果

を基に、事業の見直しを行っていきます。

また、外国人市民及び市民皆さんと行政との距離を縮めて理解を深めるため、多文化交流マルシェを実施します。

防災については、甚大な被害をもたらした能登半島地震を自分事と捉え、南海トラフ地震などによる災害に当市でも備える必要があります。

令和6年度は、総合防災訓練を犬山西小学校で実施をします。土砂災害の危険のある地区での災害に備える訓練を今井地区で行います。それぞれで実施し、地域防災力の向上を図ってまいります。

また、ペットと同室避難や福祉避難所の開設訓練を繰り返し行いながら、避難所運営の改善に努めていきます。

災害時の情報発信は、コミュニティFMの電波を利用する緊急放送設備を整備し、緊急情報や避難情報などを発信する防災ラジオの導入を進めます。

防災ハンドブック及びハザードマップの更新版を作成し、市民の防災意識を高めていきます。

交通防犯対策については、自転車乗車用ヘルメット購入費の補助を継続し、ヘルメット着用の普及啓発に努めていきます。

また、引き続き防犯カメラを計画的に増設し、安全で安心なまちづくりの推進に努めてまいります。

これまでマイナンバーカードによる住所変更や電子証明書の更新手続は、市役所本庁で行うことができませんでした。10月からは、出張所において手続が行えるようにしてまいります。

次に「健康福祉部」です。

全ての市民で、優しく元気な地域共生社会を実現するため、「犬山市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」を制定します。手話が言語であるとの理解を促すとともに、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進を図ります。

「個性も価値観も好みも十人十色。そんなみんなが真ん中にいられたらいい。」をポリシーとし、障害者とコミュニケーションで共生できる社会の実現に向け施策を実施してまいります。

複雑化・複合化した市民の支援ニーズに対応するため、「重層的支援体制整備事業」を令和6年度から本格的に実施します。

令和5年度に策定した「第10次高齢者福祉計画」及び「第9次介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

団塊の世代の全ての方が後期高齢者となる令和7年度を見据え、高まる在宅ニーズに応え、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して生活を続けられることが求められます。そこで、高齢者あんしん相談センターの体制を強化し、これまで以上に高齢者の支援体制を強化します。

認知症施策としましては、令和5年度から開始した認知症チェックシートによる早期の発

見と支援を引き続き実施します。また、認知症サポーターの養成やチームオレンジの支援、認知症地域支援推進員の増員を進めます。加えて、9月の世界アルツハイマー月間に合わせ、産学官の連携による「犬山オレンジフェスタ」を開催します。

令和6年度以降の介護保険料の算定に際しましては、物価高騰など昨今の社会情勢に鑑み、当市の実情に合わせた細かな分析により、過不足のない給付費を見込み、基金や市独自の所得段階の弾力化などを活用することで、保険料負担を必要最低限に抑えた水準を見極めました。

次に、総合的な交通施策の見直しの一環として、高齢者タクシー助成事業を段階的に拡充していきます。

まず、令和6年4月から、75歳から84歳までの高齢者のうち、自動車運転免許証を所持しておらず、市民税非課税世帯に属する方を新たに基本料金助成の対象とします。

さらに、令和7年4月からは、85歳以上の高齢者のうち、住民税非課税世帯に属する方に対しては、これまでの基本料金助成に加え、年間1万2,000円の利用料金の助成を開始する予定です。

国民健康保険では、医療費増加の影響を受ける県納付金に対応するため、国民健康保険税率を引き上げます。一方、基金からの繰入れとともに、計画的な一般財源の投入により、被保険者の負担の激変緩和を図ってまいります。

医療・保健の分野では、市民を中心に健康づくりを積極的に進めていく行動計画として「第3次みんなで進めるいぬやま健康プラン21」を策定をしております。

高齢者が要介護状態になることを防ぎ健康寿命を延ばすため、虚弱状態であるフレイルに着目した事業として、引き続きアイフレイル眼科健診、オーラルフレイル健診を実施していきます。

母子保健事業では、産後ケア事業のメニューとして、現在実施している産科クリニックで宿泊する宿泊型、助産師が自宅へ訪問する訪問型に加え、新たに産科クリニックで相談やケアが受けられる通所型の事業を開始します。

子育て支援事業では、天候に関係なく、子どもが伸び伸びと体を動かし、遊ぶことのできる環境整備として、屋内型キッズスペースについて、交通アクセスや公共施設の利活用、整備費などの検討事項とアンケート結果を踏まえ、実施場所を定めました。「ヨシヅヤ犬山店2階」にて、令和8年度早期の事業開始を目標に進めてまいります。

次に、児童福祉法改正により、令和6年4月より「こども家庭センター」を設置いたします。

「こども家庭センター」は、母子保健分野と児童福祉分野で実施している相談支援などを実施します。加えて、新たに妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて、支援を要する子どもや妊産婦などへのサポートプランの作成や地域の関係機関と連携により、子育て支援体制の強化・充実を図っていきます。

また、第2期子ども・子育て支援事業計画が令和6年度で終了することに伴い、令和7年度からの「第3期犬山市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。この計画は、当市における子ども・子育て支援事業の方針を示すもので、令和5年度に就学前児童及び小学生児

童の保護者を対象に実施したニーズ調査を基に、市民の皆様のご意見やご要望を計画に反映してまいります。そこから、子育て施策に必要な事業量の推計、目標量の設定などを行い、当市における子育て支援を推進してまいります。

この計画には、令和5年度に市独自で実施した「ヤングケアラー実態調査アンケート」の結果を踏まえた今後の取組についても示してまいります。

次に、長年、子どもを持つ保護者より要望の高かった病児保育事業を令和6年4月より、総合犬山中央病院にて開始いたします。「子どもの体調が悪く保育園や幼稚園、学校に通わせることができないが、どうしても仕事が休めない」そのようなときに、一時的にお子様を預けることができるようになります。

(仮称)新橋爪・五郎丸子ども未来園は、令和7年4月開園に向け、また、新羽黒保育園は、令和8年4月開園に向け着実に事業を進めてまいります。

子ども未来園、犬山幼稚園における給食の提供については、近年の食材料費の値上がりにより、これまでの給食の提供が困難な状況となってきました。

給食は、子どもたちが健やかに成長していく過程で重要です。栄養価があり、おいしい給食を提供するため、令和6年4月より、子ども未来園や犬山幼稚園に通う3歳児以上の保護者に負担していただく給食費を月額600円の値上げ改定をいたします。

次に「都市整備部」です。

新型コロナの影響を受けて、令和2年4月より事業を見合わせてきた「道の駅」整備につきまして、再検証を行ってまいりました。結果、物価高騰など社会情勢の大きな変化により、事業費の大幅な増加や民間事業者の事業参画意欲の後退など、当初見込んでいた、事業の費用対効果が見込めないことから白紙といたします。

国道41号南側の道の駅整備に代わるまちづくりとしては、6車線化による効果を最大限に生かす必要があります。そこで、下水道整備による沿道の商業立地の促進と、定住人口の確保など、市の課題解決につながる新たなまちづくりとして、市街化区域への編入による新市街地の形成を目指します。道の駅は白紙としましたが、新しい犬山づくりの実現に向けて、スピード感を意識して、地域の皆さんと一緒に検討を進めてまいります。

空家等対策計画の令和7年度の改訂に向け、空き家の件数及び管理状況の実態について調査を行います。

新たな幹線道路による東西軸の確保に向けた事業として、「都市計画道路蟬屋長塚線」について、予備設計に着手してまいります。

また、「市道楽田桃花台線」については、引き続き、早期に事業効果が発現できる現在の道路用地幅による拡幅工事を進めてまいります。

都市基盤の未整備な市街地対策として、五郎丸西地区の暫定用途解除区域の排水路整備に向けて、下水道事業計画の変更に着手するとともに、橋爪五郎丸地区計画内の道路の整備や狭あい道路の改善については、引き続き取り組んでまいります。

ゲリラ豪雨などによる冠水対策では、羽黒新田・楽田西地区の工業団地周辺の五ヶ村排水区について、雨水幹線の整備に着手します。

また、愛知県が実施する砂防事業の進捗に併せて、池野富士地区の大門洞排水路の整備に

着手してまいります。

橋梁長寿命化の修繕計画に基づき、令和6年度は寺洞橋、青塚架樋橋、富ヶ丘橋及び登校橋の修繕工事を進めてまいります。

公園の維持管理について見直し・検討を行ってまいります。

市内の多くの公園は、利用され始めてから30年以上が経過し、遊具や施設の老朽化が進んでおり、利用者が少ない公園もあります。

そこで、地域の声を聞きながら、より親しみが持て、利用が増えるよう再整備も含めた検討に着手していきます。

また、現在公園やちびっこ広場の大部分は町内会に維持管理をお願いしていますが、少子・高齢化などの理由から維持管理が困難との意見を頂く回数が増えています。今後の維持管理をどのように継続していくかを検討していきます。

企業会計である水道事業及び下水道事業については、持続可能な水道・下水道を目標に、市民に安心・安全なサービスを提供できるよう、将来に向けて積極的な設備投資を進めていく方針としています。

その基本方針を基に、水道事業については、お正月に能登半島地震が発生したように、犬山での大規模地震に備え、水道管路と水道施設の耐震化工事や老朽化に伴う更新工事を引き続き実施し、安定した水の供給を目指します。

下水道事業については、計画的に市街化区域及び前原台団地の管渠整備を進め、既存下水道施設の適正な維持管理を行い、不明水の削減を図る方針としています。

これを踏まえ、令和6年度は、五条川右岸処理区の犬山西古券地区の整備を引き続き進めていきます。

五条川左岸処理区については、前原台団地内の整備を引き続き進め、令和9年度末での集中浄化槽からの一斉切替による供用開始に向けて着実に進めていきます。

不明水の削減対策としては、下水道管の更生工事を楽田、羽黒、犬山地区などを中心に実施し、侵入水の削減に取り組んでいきます。

次に「経済環境部」です。

環境施策については、2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組を推進するため、令和6年度及び7年度で重点的に公共施設の照明のLED化を進めます。同時に、公共施設への太陽光発電設備導入に向けた具体的な取組を実施してまいります。

また、湿地サミットの開催をはじめ、犬山市の豊かな自然環境及び生物多様性の保全を推進するため、犬山里山学センターを拠点に取組を進めてまいります。

そのほか、都市美化センター建設の地元補償事業として、城東地区において整備を進めてきた多目的広場を完成させるとともに、善師野地区においては防災広場の用地取得を開始します。

産業振興においては、令和6年度も様々な施策を積極的に推進していきます。

地域経済対策については、事業者ごとに異なる経営課題に個別に対応していくため、現在実施している専門家による事業継続支援事業を、引き続き実施してまいります。

新たに、創業支援施策を設け、市内創業を推進するとともに、市外の方に向けても、犬山

市へ移住して創業していただけるような施策に取り組みます。

働く場所の創出や自主財源を確保するため、引き続き産業課をワンストップ窓口としながら、全庁的な協力体制を整え、産業集積誘導エリアへの企業立地に向けた取組を進めます。

沿道のにぎわいによる活性化を促進するため、商業集積ラインに、民間事業者と連携し商業立地の促進を図ります。

消費者行政につきましては、犬山市消費生活センターを拠点として、引き続き、相談体制の充実・強化に取り組んでまいります。

農業施策においては、犬山産農産物の6次化支援など、さらなるブランディングの推進を図ります。引き続き新規就農者の掘り起こし、耕作放棄地対策、イノシシ対策など、犬山の農業を守るため、農業振興を総合的に進めてまいります。中でも、農産物のブランディング推進については、犬山を代表する特産物である「犬山の桃」、「二の宮みかん」、「じねんじょ夢とろろ」など、農業関係者や関係団体と連携しながら持続できる産地づくりに取り組んでまいります。

観光施策については「犬山市観光戦略」に基づき、「近きものよろこび、遠きもの来る」を念頭に、持続可能な観光まちづくりを進めていきます。

市民生活と観光客との共存と調和に向けて、城下町地区住民との対話を続けていきます。犬山商工会議所・犬山まちづくり株式会社・犬山市観光協会などの関係団体と連携して「SDGs観光まちづくり会議」を継続開催し、観光に関する諸課題の改善に向けた検討と実践を進めます。とりわけ犬山観光の高質化及び平準化・分散化に全力で取り組みます。

また、新たな財源確保と混雑緩和を目指して、2つの観光駐車場に関し、使用料の見直しを試験的に実施し、取組内容の効果を検証します。また、犬山城入場登閣料の変動制や、新たな観光税についても検討を進めます。

木曾川の河川空間を生かしたまちづくりについて、河川管理者からの支援を受け、取組を加速するため、「かわまちづくり計画」策定に着手します。

合わせて内田地区の皆様と一緒に、河畔に親しむ機会を創出しながら、利活用の可能性を探る実証事業を実施します。整備に向けた取組として、現状を把握するため、河川堤防の構造調査を行います。

花火大会は、令和5年度に引き続き、8月1日から8月10日までの間にロングラン花火を行います。合わせて「宵のいぬやマルシェ」も開催し、木曾川河畔での夜のにぎわいづくりに努めます。

木曾川うかい事業については、木曾川観光と連携して伝統漁法の保存継承に努めるとともに、重要な観光コンテンツとして、さらなる磨き上げを図ります。

栗栖地区では、引き続き栗栖園地の拡張整備を進め、犬山の自然を満喫できるアウトドア空間としての利便性や魅力を高めてまいります。

魅力ある観光地づくりは、多様なコンテンツの造成は欠かせません。犬山市観光協会と緊密に連携し、市民が担い手となる体験型観光コンテンツの造成支援を進めます。同時に、様々な事業者や団体、そして市民の皆様とも連携・協力して、新たなコンテンツ造成にも取り組んでまいります。

次に「教育部」です。

小中学校の給食費は、昨今の物価高騰対策と、子どもたちの成長に必要な量と栄養バランスのよい給食を提供するため、令和6年度は、1食当たり小学校30円、中学校40円をそれぞれ増額し、小学校320円、中学校380円に価格改定を行います。

給食費無料化事業では、第3子以上となる児童生徒に加え、小学6年生と中学3年生を対象を拡充しました。また、令和6年1月から3月までは国の交付金を活用し、全学年を無料化しています。さらに無料化を拡充するよう、令和6年度から、新たに小学1年生の無料化を進めていきます。

次に、大規模改修事業を進めている犬山南小学校は、令和7年度の完了を目指し、南舎長寿命化改良工事を進めてまいります。

犬山南小学校の次に整備を予定している城東小学校と城東中学校は、校舎の耐力度調査結果に基づき、危険改築の対象となった城東中学校を先に整備し、引き続き城東小学校の整備を進めていくよう基本構想を策定し、設計業務に着手してまいります。

小中学校施設の長寿命化計画に基づき、犬山西小学校の非構造部材の改修をはじめ、教育環境に支障を来す設備などの改修工事を行い、各校にある給食室は、現況調査を行います。

また、小中学校のエアコンは、令和6年度中に理科室や美術室など31か所の特別教室へ設置をいたします。

増加傾向にある不登校対策は、子どもたちが置かれた様々な家庭環境を改善するために配置したスクールソーシャルワーカーとともに、教育支援センター「ゆうゆう」と「わいわい」で、児童生徒の支援を進めてまいります。

小学校を優先して進めてきた少人数学級は、国や県により小学6年生及び中学1年生まで拡大されることから、市独自で中学校へ非常勤講師5名を増やして12名配置し、小中学校全ての学年で少人数学級を実施してまいります。

小学校高学年での教科担任制を進めるため、対応教員を引き続き3名を配置し、身体の障害や学習に困難を抱える児童生徒の学びを保障するため、介助員2名を追加して13名配置します。

また、中学校の部活動は、持続可能な部活動の実施及び地域移行に向けて、学校と地域の連携に取り組みます。

スポーツを通じたまちづくりを推進するため、スポーツコミッション事業を積極的に展開します。

プロバスケットボールや少年野球、トレイルランニングレースなどの大会の継続的な開催に加え、新たな大会誘致に積極的に取り組み、スポーツによる市民交流と地域の活性化を推進します。

文化振興については、市民文化会館を、文化芸術を創造する拠点と位置づけます。そこから、市民の多様な芸術文化活動の場として活用いただくとともに、市民ニーズを捉え、質の高い芸術文化に触れるイベントを開催するなど、文化創造の機運を高める事業を展開していきます。

市民文化会館と南部公民館は、令和6年度（※15ページに訂正発言あり）に予定している

大規模改修の実施設計を行い、利用者の安全性を高め、より使いやすい施設として整備を進めます。

犬山市文化財保存活用地域計画事業については、令和5年度に名古屋経済大学と共同で立ち上げた「犬山歴史文化ぷらっとフォーム」の取組を通じ、市内文化財の保存活用について市内団体間での連携や情報共有を図り、互いに補完し合う新たな関係をつくってまいります。

民俗文化財の分野では、引き続き、犬山祭の車山行事の伝承保存事業や、各地域で守り伝えられてきた伝統行事の継承と保護のための民俗文化財保存伝承事業を実施します。また、昨年、愛知県無形民俗文化財に指定された石上げ祭については、市民総合大学の講座などを通して普及啓発を図っていきます。

天然記念物ヒトツバタゴ自生地については、将来的な保存管理と活用の在り方を定める「犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画」を令和6年度中に策定し、令和7年度の文化庁認定を目指します。

犬山城については、大手門枳形跡である福社会館跡地を含む史跡全体の「犬山城整備基本計画」を令和6年度中に策定するとともに、福社会館跡地の整備方針をまとめます。併せて地域の集会機能の充実のため、中本町まちづくり拠点施設の2階スペースを改修し、30人程度での集会在可能な地域住民活用スペースを整備します。

また、防災対策については、天守だけでなく史跡を含め、設備面と運用面の両面から検討した上で、「犬山城防災対策計画」を策定してまいります。

小牧・長久手の戦いについては、市民総合大学において専門家による連続講座を開催します。また、学芸員同士の交流など同盟市町間の連携を深め、「真の天下分け目の一戦」を市内外に示していきます。

犬山城を含む「近世城郭の天守群」の世界遺産登録については、関係市と連携し、市の暫定一覧表（※15ページに訂正発言あり）への記載に向けた取組を積極的に進めます。

また、令和5年度に設立した、子どもたちによる「犬山城みらいサポーター」の活動を中心に、情報発信と市民参加を促進し、登録に対する機運の醸成を図ってまいります。

最後に「消防」です。

複雑多様化する災害から市民の安心・安全を守るため、消防ポンプ自動車の更新など、装備の充実を図ってまいります。

消防団活動では、新たな取組として、消防団DXアプリケーションを試験導入し、団員活動の軽減を図ってまいります。

また、消防団員の確保に向けて、継続的に事業所や地域住民の理解促進に努めてまいります。

消防署では、救急救命士の養成を継続するほか、各種救急講習を開催し、救命率の向上と増加傾向の救急需要に対応してまいります。

また、令和5年度に消防本部で起きた不祥事に対しましては、消防組織の管理体制を立て直し、市民の信頼回復に努めてまいります。

以上、令和6年度当初予算並びに市政に臨む私の施策について述べてまいりました。

その実現のため、私は、犬山市と7万2,000人市民皆さんと、1,200人職員皆さんに、365

日、24時間向き合って、「先憂後楽」でリーダーシップが発揮できるように全力を尽くしてまいります。それにより、市民の皆さんから「犬山市の職員は、頑張っている」と感じてもらえる、言ってもらえるようにしたいし、そこから職員皆さんが「また頑張ろう」と思える犬山市役所づくりにつなげていきたい。だから、職員皆さんには、ピカピカに輝いてほしいです。皆さんが輝いていなきゃ、犬山は輝けないから。

そこで、皆さんが輝けるための出番と居場所を管理職皆さんと考えていきます。また、輝くためには、輝くための力も必要となります。自分で考えて、自分から行動できる力です。その力を発揮するため、頑張る職員皆さんを全力応援していきます。その職員皆さんの頑張りにから、市民皆さんの出番と居場所づくりにつなげていきたいんです。市民皆さんが主役となる舞台づくりが、私たち市役所の仕事です。職員皆さんが自分でつくった舞台上で輝いている市民皆さんがいたら、その舞台をつくったのは自分だとガッツポーズをしてもらいたい。簡単じゃないけれど、そんな思いで市政に臨んでいきます。

市民皆さんと職員皆さんが輝けるよう、私は何事も真面目に丁寧に正直に取り組み、これまでの前例や慣例、当たり前前のルールに振り回されることなく、ルールは、「守るものから、変えるもの」との考えで、犬山市の未来のため、犬山市民皆さんのための政策実現の努力を重ねてまいります。

議員各位はじめ、市民皆さんのご理解、ご協力をお願い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

◎議長（柴田浩行君） 原市長、お願いします。

◎市長（原 欣伸君） 大変恐縮です。

言い間違えたところがありますので訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

市民文化会館と南部公民館は、令和7年度が正式であります。6年度と申し上げたようで大変失礼いたしました。訂正をさせていただきます。

また、関係市と連携し、国の暫定一覧を、市の暫定一覧と言い間違えました。大変失礼いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

以上、訂正させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 施政方針演説は終わりました。

議事の進行上、午前11時まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩

再 開

午前11時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

\*\*\*\*\*

日程第5 第3号議案から第40号議案まで

◎議長（柴田浩行君） 日程第5、第3号議案から第40号議案までを議題といたします。

お諮りいたします。

第3号議案から第40号議案までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

第3号議案から第40号議案までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） それでは、令和6年2月定例議会に提出いたしました議案につきまして説明させていただきます。

今回の定例議会では、皆様のお手元にお届けしたとおり、38の議案を提出させていただきました。内容といたしましては、条例案件16件、単行案件1件、人事案件6件、令和6年度当初予算案件8件、令和5年度補正予算案件7件でございます。私からは条例案件、単行案件及び人事案件について説明をさせていただき、予算案件については、それぞれの担当部長から説明をさせていただきます。

お手元の議案と説明の順番が前後しますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

なお、第11号議案及び各会計の令和5年度補正予算については、速やかな対応が必要となるため、2月28日の審議、議決をお願いするものでございます。

それでは、第3号議案、犬山市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の制定についてご説明します。

この案を提出しますのは、手話が言語であるとの理解を促し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進を図るため、必要があるためでございます。

内容についてご説明します。

2ページをご覧ください。

この条例は、前文を設け、第10条までで構成するものです。

前文では、本条例を制定するに至った経緯及び趣旨を説明しています。

第1条では、条例の目的を、第2条では、用語の定義を、第3条では、基本理念について定めるものです。

第4条から第6条では、市の責務や市民及び事業者の役割を定め、第7条では、来訪者への配慮、第8条では、市が推進する施策の方針について定めるものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりでございます。

第4号議案、犬山市表彰条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、表彰の対象を明確化するため、条例の一部を改正するものです。内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明いたします。

第2条では、「表彰も受けた者」を「表彰を受けた者または表彰の対象となっている者」に改め、第3条及び第4条では、「該当する者」を、「該当する個人、法人及び団体等」に改めるものです。

第7条では、表彰審査委員会の名称を改めるとともに、委員の任期について定めるものです。

その他、所要の改正を行うものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりでございます。

第5号議案、犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

第2条では、新たに特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報について定め、第4条及び第5条では、法別表第2の削除に伴い、引用部分の記載を改めるものです。

その他所要の改正を行うものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第6号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、附属機関の設置及び令和6年度機構改革に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、6ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

別表第1では、新たに市長の附属機関として、犬山市ジェンダー平等審議会を加えるものです。また、機構改革に伴い、教育委員会の附属機関である犬山市要保護児童対策協議会及び犬山市児童福祉施設等整備検討委員会を市長の附属機関に加えるものです。

7ページの別表第2では、教育委員会の附属機関から先の説明のとおり、2つの附属機関を削るものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第7号議案、犬山市職員定数条例等の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、令和6年度機構改革等に伴い、条例の一部を改正するものです。内容につきましては、6ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

第1条関係では、保育職を含む子ども未来課の職員に相当する職員定数を、教育委員会の事務部局から市長の事務部局へと移管するとともに、福祉事務所の職員の定数を新たに定めるものです。

第2条関係では、福祉事務所の処務について、規則により、社会福祉事務所長へ委任する事務と記載を整理し、法定事務のみの規定に改めるものです。

第3条関係から第10条関係では、各条例の委任に関する規定について、教育委員会を市長に改めるものです。

第11条関係では、教育委員会の会議の議決事件から、「児童福祉施設の設置及び廃止に関すること」を削除するものです。

その他、所要の改正を行うものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第8号議案、犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

ご説明します。

この案を提出しますのは、市議会議員の議員報酬月額を改定するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

第1条では、議長の議員報酬月額を2,000円引き上げ、52万9,000円に、副議長の議員報酬月額を1,000円引き上げ、48万8,000円に、議員の議員報酬月額を1,000円引き上げ、47万3,000円にそれぞれ改めるものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第9号議案、犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、市長、副市長及び教育長の給料月額を改定するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

第2条では、市長の給料月額を3,000円引き上げ、96万7,000円に、副市長の給料月額を2,000円引き上げ、80万2,000円に、教育長の給料月額を2,000円引き上げ、71万2,000円に改めるものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第10号議案、犬山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、会計年度任用職員の給与の改定及び勤勉手当の支給を開始するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、7ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

第2条では、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の給与について、勤勉手当を追加し、第12条の2では、フルタイム会計年度任用職員へ支給する勤勉手当について定め、第21条の2では、パートタイム会計年度任用職員へ支給する勤勉手当について定めるものです。

別表第1では、今年度の人事院勧告に基づく国家公務員一般職の給与改定に準じ、職種区分ごとに、時給単価で10円から75円の給料月額の引上げを行うものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第11号議案、犬山市手数料条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、7ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

別表第1項戸籍法関係手数料では、戸籍謄本や除籍謄本の広域交付、及び戸籍電子証明書提供用識別符号や、除籍電子証明書提供用識別符号の発行の開始に伴う手数料に関する規定を追加するものでございます。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第12号議案、犬山市手数料条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、条例

の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

別表第2項消防法等関係手数料の危険物製造所等設置許可申請手数料のうち、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋式特定屋外タンク貯蔵所に係る手数料の増額を行うものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりでございます。

第13号議案、犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正等に伴い、条例の一部を改正するものです。内容につきましては、4ページ以降の新旧対照表によりご説明いたします。

第23条では、施設に関する重要事項の掲示について、書面に加えて、インターネット上での公開についても義務化するものです。

8ページの第55条では、機構改革に伴い、委任に関する規定について、教育委員会を市長に改めるものです。

その他所要の改正を行うものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第14号議案、犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、し尿に係る一般廃棄物処理手数料の額を改定するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、4ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

第17条第1項第1号では、「18リットルにつき155円」を、「18リットルにつき175円」に改めるものです。

その他所要の改正を行うものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第15号議案、犬山市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、国民健康保険税の課税額等を改正するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

第2条第3項では、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を引き上げるものです。

第4条から第9条では、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護給付金課税額の均等割額をそれぞれ引き上げるものです。

第23条では、賦課限度額及び均等割額の改定に伴い減額する額について、それぞれ改めるものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第16号議案、犬山市介護保険条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、令和6年度から令和8年度までの介護保険料率を定めるため、

条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

第3条第1項では、保険料率の適用期間を令和6年度から令和8年度までに改めるとともに、第1段階から第3段階までの保険料額の改定と、第9段階以上の合計所得の境界について、国の基準どおりに変更し、第2項と第4項では、第1段階と第3段階の保険料額の軽減を行うものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第17号議案、犬山市水道事業給水条例及び犬山市水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、水道法の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

第1条関係の改正では、犬山市水道事業給水条例第5条第1項、第32条第2項及び第35条第1号にある、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものです。

第2条関係の改正では、犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例第5条第6号にある、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第18号議案、犬山市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、消防団員の訓練に係る出勤報酬の額を改定するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明いたします。

別表第2訓練の項中、「2,000円」を、「2,000円(犬山市消防団操法大会に伴う分団による訓練にあつては、1,000円)」に改めるものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりでございます。

第19号議案、工事請負契約の締結について(城東中学校南側多目的広場整備工事)についてご説明いたします。

この案は、城東中学校南側多目的広場整備工事の契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

工事名は城東中学校南側多目的広場整備工事、請負契約金額は1億9,195万円、受注者は、勝・アサイ特定建設工事共同企業体です。

契約の方法は、事後審査型一般競争入札によるもので、2社による入札を2月2日に執行いたしました。

なお、工期は令和6年12月20日までとするものです。

第20号議案、犬山市教育委員会委員の任命についてご説明します。

この案を提出しますのは、犬山市教育委員会委員の奥村康祐氏の任期が、本年4月15日をもって満了となりますので、後任者を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

後任者としまして、新任で吉野孝博氏を任命するものです。

なお、経歴書及び所信を添付しておりますので、ご参照ください。

第21号議案、犬山市監査委員の選任についてご説明します。

この案を提出しますのは、識見を有する者のうちから選任する監査委員の高木正章氏の任期が、本年5月12日をもって満了となりますので、後任者を選任するに当たり、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

後任者としまして、再任で高木正章氏を選任するものです。

なお、経歴書及び選任理由書を添付しておりますので、ご参照ください。

第22号議案、犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明します。

この案を提出しますのは、犬山市固定資産評価審査委員会委員の中村智章氏の任期が、本年3月31日をもって満了となりますので、後任者を選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

後任者としまして、再任で中村智章氏を選任するものです。

なお、経歴書及び選任理由書を添付しておりますのでご参照ください。

第23号議案、犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明します。

この案を提出しますのは、犬山市固定資産評価審査委員会委員の吉野 弘氏の任期が、本年3月31日をもって満了となりますので、後任者を選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

後任者としまして、新任で奥村康弘氏を選任するものです。

なお、経歴書及び選任理由書を添付しておりますのでご参照ください。

第24号議案、犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明します。

この案を提出しますのは、犬山市固定資産評価審査委員会委員の石井和宏氏の任期が、本年5月17日をもって満了となりますので、後任者を選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

後任者としまして、再任で石井和宏氏を選任するものです。

なお、経歴書及び選任理由書を添付しておりますので、ご参照ください。

第25号議案、犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明します。

この案を提出しますのは、犬山市固定資産評価審査委員会委員の原 好恵氏の任期が、本年5月17日をもって満了となりますので、後任者を選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

後任者としまして、新任で藤田好美氏を選任するものです。

なお、経歴書及び選任理由書を添付しておりますので、ご参照ください。

私からは以上でございます。

◎議長（柴田浩行君） 続いて、井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 私からは第26号議案及び第34号議案について説明いたします。

最初に、第26号議案、令和6年度犬山市一般会計予算についてです。

予算書の5ページをご覧ください。

第1条は、予算の総額を278億780万円と定め、第2条は、10ページの第2表債務負担行為のとおり、納税通知書封入封緘業務委託など3事業について債務負担行為を定め、第3条は、11ページの第3表地方債のとおり、災害援護貸付金と18の事業債のほか、臨時財政対策債の限度額等について定め、第4条は、一時借入金の最高額を10億円とし、第5条は、預金債権と地方債債務とを相殺できる旨について、第6条は、給料、職員手当等及び共済費に限り、同一款内で項をまたぐ流用を可能とする旨を定めています。

なお、以降の説明に際し、この予算の特徴となる新規事業や主要事業につきましては、市長の施政方針のとおりですので、私からは金額を中心とした予算の全体像について説明させていただきます。

まず、予算総額としましては、令和5年度の当初予算に比べ、金額にして3億6,788万6,000円、率にして1.3%の減少となりました。

主な要因としては、3款民生費で、扶助費の増額や児童手当の制度改正などにより、3款全体で約5億1,000万円の増額となる一方で、2款総務費でふるさと犬山応援寄附金の減収に伴う記念品や積立金の減額などで、2款全体で約3億6,000万円の減額、9款教育費で、犬山南小学校整備に係る事業費の減額などにより、9款全体で約7億9,000万円の減額となったことなどが挙げられます。

次に、第1表歳入歳出予算の歳入について申し上げます。

6ページと7ページをご覧ください。

1款市税では、個人市民税、法人市民税をはじめとした多くの税目で増収を見込み、全体としては対前年度比で2.3%の増加となる120億8,591万1,000円を計上し、2款地方譲与税から10款地方特例交付金では、国や県による試算などを用いて算定を行い、11款地方交付税では、原資となる国税で、令和5年度に大幅な増収となったことなどを受け、対前年度比で20.6%の増加となる21億5,048万3,000円を計上しました。

12款交通安全対策特別交付金から16款県支出金では、令和5年度の決算見込みや、関連する支出に基づいた算定を行い、17款財産収入では、天神汚水処理場跡地など、普通財産の売却を見込むほか、土地建物の貸付料や広告料などを計上しました。

18款寄附金では、ふるさと犬山応援寄附金として、令和5年度より4億3,000万円の減となる6億7,000万円を見込み、19款繰入金では、令和5年12月までに寄せられたふるさと犬山応援寄附金のほか、この予算全体の財源調整のため、財政調整基金からの繰入金を計上しました。

20款繰越金では、令和5年度の決算見込み額を計上し、21款諸収入では、実績などに基づく算定を行いました。

また、22款市債では、国税収入が順調であったことから、地方交付税の代替となる臨時財政対策債の減額を見込んだほか、世代間負担の平準化のため、歳出に合わせ、事業債を計上しました。

続きまして、8ページと9ページの歳出については、令和5年度当初予算との比較を申し上げます。

1款議会費は0.1%の減少となる2億3,724万1,000円、2款総務費は8.5%の減少となる38

億5,325万6,000円、3款民生費は5.0%の増加となる107億4,980万3,000円、4款衛生費は0.6%の減少となる28億3,702万4,000円、5款農林業費は17.0%の増額となる3億3,140万円、6款商工費は1.2%の増加となる6億1,381万1,000円、7款土木費は13.3%の増加となる24億9,700万3,000円、8款消防費は8.6%の減少となる11億1,667万3,000円、9款教育費は18.4%の減少となる34億7,715万1,000円、10款災害復旧費は25.0%の増加となる6,000万円、11款公債費は1.3%の増加となる19億7,443万7,000円、12款諸支出金は、同額の頭出しのみ、13款予備費は同額の6,000万円を計上しました。

なお、詳細については、13ページ以降に事項別明細書、304ページ以降に給与費明細書、314ページ以降に継続費と債務負担行為、地方債の調書を、また、323ページには目的税の充当状況を添付していますので、ご参照ください。

続いて、第34号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第11号）について説明いたします。

説明に先立ちまして、この補正予算におきましては、例年どおりの実質収支の適正化を目的とした減額補正のほか、犬山南小学校整備に係る増額補正が主なものとなっています。

項目が歳入歳出の広範に及び、その詳細は事項別明細書等の記載のとおりとなりますので、個々の説明は省略させていただきます。ご了承ください。

第1条は、予算の総額に5億3,641万6,000円を追加し、総額を316億9,031万2,000円と定め、第2条は、継続費の補正、第3条は、繰越明許費の補正、第4条は、地方債の補正を行うものです。

2ページ以降の第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

まずは4ページの歳出の主な内容について説明します。

2款総務費では、職員の自己都合退職に伴う手当の増額や、財源調整のための財政調整基金積立金の増額、臨時財政対策債の償還に充てるための減債基金積立金の増額、旧分庁舎の売却に伴う公共施設等管理基金積立金の増額などを計上し、3款民生費では、消費税課税の適正化に伴う障害者相談支援事業委託料の増額や、公定価格の改定に伴う民間保育所に対する運営委託料の増額などを計上し、4款衛生費では、子宮頸がんワクチンの種類が追加されたことに伴うシステム改修費の計上や、新型コロナウイルスワクチン接種事業の過年度事業経費の確定に伴う国庫支出金返還金などを計上しています。

5款農林業費では、柵設置補助件数の増加に伴う鳥獣害防止総合対策協議会への負担金の増額などを計上し、6款商工費では、入湯税等を財源とした観光事業振興基金への積立金の増額などを計上し、7款土木費では、人事院勧告に伴う給与改定によるアメニティ協会運営補助金の増額などを計上し、8款消防費では、消防団員の退職増加に伴う退職報償金の増額などを計上、9款教育費では、小中学校の防排煙制御設備の改修費の計上や、国の補正予算を活用するために、犬山南小学校南舎の長寿命化改良工事費の前倒し計上などをいたしました。

続きまして、歳入について説明します。

実績を勘案した市税の増減をはじめ、これまでの交付状況や、国と県の見込みなどを勘案した譲与税及び交付金の増減、施設等の利用状況に合わせた使用料及び手数料の増減、歳出

に合わせた国及び県支出金の増減、決算見込みに合わせた財産収入、寄附金、繰入金、諸収入の増減を計上したほか、市債においては、事業費の変動などによる増減を計上しました。

5ページの第2表継続費補正では、犬山南小学校の南舎長寿命化改良工事について、複数年にわたる工事として継続費を設定し、6ページからの第3表繰越明許費補正では、集中管理公用車調達事業など14の事業について、令和6年度への繰越しを設定するほか、マシン室無停電電源装置更新事業など3事業について繰越額の変更を計上しました。

8ページの第4表地方債補正では、事業費と合わせた市債の変更の補正を行うものです。その他の詳細につきましては、9ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

私から説明は以上です。

◎議長（柴田浩行君） 続いて、高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 私からは、第27号議案、第30号議案、第31号議案、第35号議案、第37号議案及び第38号議案について説明させていただきます。

最初に、第27号議案、令和6年度犬山市国民健康保険特別会計予算についてご説明します。予算書の327ページをお開きください。

第1条は、予算の総額を67億9,430万7,000円と定め、第2条は、一時借入金の最高額を1億円とし、第3条は、歳出予算の流用について定めるものです。

328ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、1款国民健康保険税では、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分として13億5,790万3,000円、4款県支出金では、保険給付費に対する県の交付金などとして48億1,463万4,000円、6款繰入金では、保険基盤安定繰入金などとして、5億9,591万8,000円を計上しました。

歳出につきましては、2款保険給付費では、療養諸費や高額療養費などとして、47億9,797万5,000円、3款国民健康保険事業費納付金では、県への納付金として18億7,075万6,000円、5款保健事業費では、特定健康診査、糖尿病性腎症重症化予防対策の事業費などとして、8,547万4,000円を計上しました。

なお、詳細につきましては、331ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

続いて、第30号議案、令和6年度犬山市介護保険特別会計予算についてご説明します。407ページをお開きください。

第1条は、予算の総額を55億4,076万7,000円と定め、第2条は、一時借入金の最高額を1億円とし、第3条は、歳出予算の流用について定めるものです。

408ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、1款保険料では、第1号被保険者の介護保険料として、12億61万8,000円、3款国庫支出金では介護給付費に対する国の負担分として11億6,514万9,000円、4款支払基金交付金では、第2号被保険者の介護保険料に相当する交付金として14億3,031万円、5款県支出金では、介護給付費に対する県の負担分として7億4,697万5,000円、7款繰入金では、介護給付費に対する市の負担分や介護保険事業給付費基金からの繰入金として9億9,758万4,000円を計上しました。

歳出につきましては、1款総務費では、要介護認定に係る経費などとして、5,990万1,000円、2款保険給付費では、介護サービス、介護予防サービスなどの費用として51億48万8,000円、4款地域支援事業費では、介護予防事業などの費用として3億7,083万2,000円を計上しました。

なお、詳細につきましては、411ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

続いて、第31号議案、令和6年度犬山市後期高齢者医療特別会計予算について説明します。439ページをお開きください。

第1条は、予算の総額を18億5,651万円と定めるものです。

440ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料では15億6,537万4,000円、3款繰入金では一般会計からの法定負担分などとして、2億8,829万4,000円を計上しました。

歳出につきましては、1款総務費では、事業の事務費などとして2,155万7,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金では、保険料等負担金などとして、18億3,211万4,000円を計上しました。

なお、詳細につきましては、443ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

続いて、第35号議案、令和5年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明します。

第1条は、予算の総額から770万円を減額し、総額を70億6,926万8,000円と定め、第2条は、繰越明許費の設定をするものです。

次ページ、見開きの第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳出についてご説明します。

1款総務費では、システム開発委託料として770万円の減額を計上するものです。

続きまして、歳入について説明します。

4款県支出金では、特別調整交付金分として770万円の減額を計上しました。

4ページ、第2表繰越明許費では健康管理システム血清アルブミン追加及び特定健診第4期対応事業として、令和6年度への繰越しを設定するものです。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

続いて、第37号議案、令和5年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明します。

第1条は、予算の総額から216万5,000円を減額し、総額を61億7,825万3,000円と定めるものです。

次ページ、見開きの第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳出の主な内容について説明します。

1款総務費では、介護認定審査会費などで237万7,000円の減額を計上し、2款保険給付費では、予算の組み替えを、5款基金積立金では、介護保険事業給付費基金積立金として21万2,000円の増額を計上しました。

続きまして、歳入について説明します。

6 款財産収入では、基金運用収入として21万2,000円の増額を計上し、7 款繰入金では、一般会計繰入金として237万7,000円の減額を計上しました。

なお、詳細につきましては、5 ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

続いて、第38号議案、令和5年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明します。

第1条は、予算の総額から205万9,000円を減額し、総額を15億1,129万4,000円と定めるものです。

次ページ、見開きの第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳出についてご説明します。

1 款総務費では、総務管理費として205万9,000円の減額を計上しました。

続きまして、歳入についてご説明します。

3 款繰入金では、一般会計繰入金として205万9,000円の減額を計上しました。

なお、詳細につきましては、5 ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

私からは以上となります。

◎議長（柴田浩行君） 続いて、長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） 私からは、第28号議案及び第36号議案について説明をさせていただきます。

初めに、第28号議案、令和6年度犬山市犬山城費特別会計予算について説明します。

予算書の357ページをお開きください。

第1条は、予算の総額を3億19万円と定めるものです。

358ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、1 款事業収入では、犬山城の入場登閣料などとして2億2,903万3,000円、2 款国庫支出金では、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金として2,015万5,000円、3 款財産収入では、施設整備基金運用収入として30万円、4 款繰入金では、犬山城施設整備基金からの繰入金として5,022万1,000円、5 款繰越金では1,000円、6 款寄附金では48万円を計上しました。

歳出につきましては、1 款犬山城費では、施設管理委託料や維持補修工事請負費などとして2億9,019万円、2 款予備費では1,000万円を計上しました。

なお、詳細につきましては、361ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

続きまして、第36号議案、令和5年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第4号）についてご説明します。

第1条は、予算の総額に6万5,000円を追加し、総額を3億4,079万9,000円と定めるものです。

次ページ、見開きの第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

まずは、歳出についてご説明します。

1 款犬山城費では、犬山城施設整備基金積立金として6万5,000円の増額を計上しました。

続きまして、歳入についてご説明します。

3 款財産収入では、施設整備基金積立金利子として同額の 6 万 5,000 円の増額を計上しました。

なお、詳細につきましては、5 ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

私からの説明は以上です。

◎議長（柴田浩行君） 続いて、中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） 私からは、第29号議案、令和6年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計予算について説明をさせていただきます。

予算書の385ページをご覧ください。

第1条は、予算の総額を6,385万4,000円と定めるものです。

386ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、1款繰入金では一般会計からの繰入金として6,175万9,000円、2款寄附金では15万円、4款諸収入では、うかい事業運営費負担金などとして194万4,000円を計上しました。

歳出につきましては、1款うかい事業費では、鵜匠の person 費のほか、鵜管理事務所の維持費や鵜の飼育費など、6,385万3,000円を計上しました。

なお、詳細につきましては、389ページ以降の事項別明細書等をご覧ください。

◎議長（柴田浩行君） 最後に、森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 私からは第32号議案、第33号議案、第39号議案及び第40号議案について説明をさせていただきます。

初めに、第32号議案、令和6年度犬山市水道事業会計予算についてご説明します。

予算書の455ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量について、給水戸数を3万1,900戸、年間総給水量を894万1,787立方メートル、1日平均給水量を2万4,498立方メートルと定めるものです。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入としまして、第1款水道事業収益で13億70万1,000円とするものです。

主なものは、第1項営業収益で、給水収益などです。

支出としましては、第1款水道事業費用で12億7,507万4,000円とするものです。

主なものは、第1項営業費用で、県営水道からの受水や水道施設の維持管理、料金収納などの水道事業全般の運営に関する費用及び固定資産の減価償却費などです。この収入から支出を引いた差額は2,562万7,000円を見込んでおります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入としまして、第1款資本的収入で1億7,663万1,000円とするものです。

主なものは、第4項負担金で、新規メーターの設置に係る分担金や開発に伴う工事負担金などです。

456ページをお開きください。

支出としましては、第1款資本的支出で7億8,535万8,000円とするものです。

主なものは、第1項建設改良費で、水道管の布設替えなどを行う工事請負費などです。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費として1億549万9,000円と定めるものです。

第6条は、他会計からの補助金で、経費のうち、一般会計から補助を受けるものとして、114万円と定めるものです。

第7条は、たな卸資産購入限度額で、1,201万5,000円と定めるものです。

なお、詳細につきましては、457ページ以降の予算に関する説明書をご参照ください。

続いて、第33号議案、令和6年度犬山市下水道事業会計予算についてご説明します。

485ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量について、処理戸数を1万9,800戸、年間総排水量を515万2,200立方メートル、1日平均排水量を1万4,116立方メートルと定めるものです。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入としまして、第1款下水道事業収益で17億3,088万円とするものです。

主なものは、第1項営業収益では、下水道使用料などです。

第2項営業外収益では、一般会計からの他会計補助金や、長期前受金戻入などです。

支出としましては、第1款下水道事業費用で17億3,088万円とするものです。

主なものは、第1項営業費用では、下水道管の維持管理などを行う污水管渠費、流域下水道の施設利用に伴う流域下水道維持管理負担金、固定資産の減価償却費などです。

第2項営業外費用では、企業債の利息を支払う支払利息及び企業債取扱諸費などです。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものです。

486ページをお開きください。

収入としまして、第1款資本的収入で、15億5,592万8,000円とするものです。

主なものは、第1項企業債では、建設資金に充てるため借り入れる企業債、第3項補助金で国などからの補助金などです。

支出としましては、第1項資本的支出で19億9,485万円とするものです。

主なものは、第1項建設改良費では、污水管路の建設に係る污水管路建設費、雨水管路の建設に係る雨水管路建設費など、第2項企業債償還金では、建設資金に充てるため借り入れた企業債の償還を行う企業債償還金です。

第5条は、企業債の目的などを定めるもので、限度額を8億2,650万円とするものです。

第6条は、一時借入金の限度額を9億円と定めるものです。

第7条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費で、職員給与費として6,812万3,000円と定めるものです。

第8条は、他会計からの補助金で、一般会計から補助を受けるものとして6億2,286万2,000円と定めるものです。

なお、詳細につきましては、489ページ以降の予算に関する説明書をご参照ください。

続いて、第39号議案、令和5年度犬山市水道事業会計補正予算（第5号）についてご説明します。

第2条は、収益的収入及び支出について補正するもので、収入としまして、第1款水道事

業収益のうち、営業収益で89万円を減額、営業外収益で同額を増額するもので、総額に変更はありません。

第3条は、予算第6条に定めた一般会計から補助を受ける金額を1億2,763万7,000円とするものです。この補正予算の内容については、物価高騰に直面する生活者、事業者の負担軽減の支援策として、8か月間実施している水道料金の基本料金無料化事業に係る一般会計からの繰入額の補正をするものです。

なお、2ページ以降には、実施計画及び実施計画明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

最後に、第40号議案、令和5年度犬山市下水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明します。

第2条は、収益的収入及び支出について補正をするもので、支出として、第1款下水道事業費用のうち、営業費用で7万4,000円を減額、営業外費用で同額を増額するもので、総額に変更はありません。

第3条は、予算第4条の本文括弧書き中の補填財源について、過年度分及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額の補填は行わず、当年度分損益勘定留保資金を2億4,202万6,000円とし、支出としまして、第1款資本的支出のうち、建設改良費について、節間での組み替えを行うもので、総額に変更はありません。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を26万5,000円増額し、総額を6,789万5,000円とするものです。この補正予算の主な内容は、設備除却に伴う資産減耗費、職員手当及び企業債利子に関する補正を行うものです。

なお、2ページ以降に、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表及び実施計画明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

私からは以上です。

◎議長（柴田浩行君） 提案理由の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

日程第6 陳情の委員会送付について

◎議長（柴田浩行君） 日程第6、陳情の委員会送付について。

2月16日までに陳情4件を受理いたしましたので、配付いたしました一覧表のとおり所管の常任委員会に送付いたします。

お諮りいたします。会議の途中ですが、午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

再 開  
午後1時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

\*\*\*\*\*

日程追加 諸般の報告

◎議長（柴田浩行君） この際諸般の報告をいたします。ただいま当局から追加議案1件が提出されましたので、これを各位に配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま提出されました第41号議案を直ちに本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

\*\*\*\*\*

日程追加 第41号議案

◎議長（柴田浩行君） 第41号議案を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） それでは、第41号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第12号）についてご説明いたします。

説明に先立ちまして、この補正予算は、健康管理システムにおいて、新たに追加する2種類の予防接種に係る改修を、従来予定していた改修に合わせて実施する必要があるため、追加提案としてご審議をお願いするものでございます。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

第1条は、予算の総額に118万8,000円を追加し、総額を316億9,150万円と定めるもので、第2条は、繰越明許費の変更を行うものです。

次ページ、見開きの第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳出から申し上げます。

4款衛生費では、新たに、定期接種の対象となる2種類のワクチンに係る予防接種履歴等のデータを管理するためのシステム改修費を計上しました。

歳入では、財源調整として、財政調整基金からの繰入金を増額を行いました。

第2表の繰越明許費補正では、この補正予算で計上させていただいた健康管理システム改修事業について、年度内に完了することができない見込みですので、既に計上されている繰越明許費を増額を行うものです。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

以上でございます。

◎議長（柴田浩行君） 提案理由の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

◎議長（柴田浩行君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日27日は議案精読のため休会とし、28日午前10時から本会議を再開いたしまして、第11号議案及び第34号議案から第41号議案までに対する審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時03分 散会